

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下『法』という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定し、平成19年6月20日から施行し、同日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

平成19年6月20日

今治市長 越智 忍

1. 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模（法第7条の3第4項に規定する検査をいう。）

法第7条の3第1項第1号の規定による特定工程を要する建築物以外で、地階を除く階数が3以上の住宅（併用住宅及び共同住宅を含む。）

2. 指定する特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
(1)木造その他これに類する構造 土台、柱、小屋組、筋かい等構造上主要な軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁） 工事の工程	(1)木造その他これに類する構造 土台、柱、小屋組、筋かい等構造上主要な軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁）が内外装材等で隠れることとなる工事の工程
(2)鉄骨造その他これに類する構造 2階の床の鉄骨建て方工事の工程	(2)鉄骨造その他これに類する構造 柱、はり、筋かい等構造上主要な部分が内外装材等で隠れることとなる工事の工程
(3)鉄筋コンクリート造等これに類する構造 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	(3)鉄筋コンクリート造等これに類する構造 2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

3. 適用の除外

法第18条第1項の規定の適用を受ける建築物、構造耐力上主要な部分を法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等とした建築物及び法第85条の規定の適用を受ける建築物の工事の工程については、この限りでない。